

○経済産業省告示第百十二号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、文具に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

経済産業大臣 武藤 容治

文具に係る設計認定の基準

プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるとおりとする。

1 プラスチック製の書類挟みのうち、2に規定するクリアーファイル及び3に規定するバインダーを除くもの（以下「クリアーホルダー」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする文具が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一 次のイからへまでを満たすこと。

イ 当該製品一個当たりのプラスチックの使用量が、設計認定を受けようとする事業者が直近において販売した製品であって、設計認定を受けようとする製品と同一の種別に属する製品（平成十三年四月

- 一日以降に販売したものに限り、設計認定を受けようとする製品を除く。以下「従前の製品」という。
- （一個当たりのプラスチックの使用量に比して二十パーセント以上少ないこと。（設計認定を受けようとする製品一個当たりの総重量に対するプラスチック以外の材料の重量の割合が、従前の製品よりも高い場合を除く。）
- ロ 単一の種類のプラスチックを使用すること。
- ハ 設計認定を受けようとする製品の包装にプラスチック以外の材料を使用していること又は当該製品一個当たりの包装におけるプラスチックの使用量が、従前の製品一個当たりの包装におけるプラスチックの使用量に比して二十パーセント以上少ないこと。
- ニ 設計認定を受けようとする製品の包装にプラスチックを使用する場合は単一の種類のプラスチックを使用していること。
- ホ 使用するプラスチックの種類を見やすい箇所に表示すること。
- ヘ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (1) 当該製品一個当たりのプラスチックの重量のうち、プレコンシューマ材料（日本産業規格Q一四

○二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチックをいう。以下同じ。)の重量の割合が四十パーセント以上であること。

(2) 当該製品一個当たりのプラスチックの重量のうち、ポストコンシューマ材料(日本産業規格Q1四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチックをいう。以下同じ。)の重量の割合が二十パーセント以上であること。

(3) 当該製品一個当たりのプラスチックの重量のうち、バイオマスプラスチック(動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く。)を原料とするプラスチックをいう。以下同じ。)の重量の割合が十パーセント以上であること。

二 次のイからハまでを満たすこと。

イ 前号イ、ロ、ホ及びへを満たすこと。

ロ 当該製品のプラスチックを使用する部分に直接印刷を施さないこと。

ハ 当該製品にシールを貼る場合は、当該シールは当該製品と同一の種類のプラスチックを使用していること又は製品から容易に取り外すことができること。

三 次のイ及びロを満たすこと。

イ 第一号イ、ロ、ホ及びへを満たすこと。

ロ プラスチックの使用量を増加させず、繰り返し使用することにより劣化する部分について修繕又は取替えができるようにすることによって、当該製品の耐久性の向上及び長期間の使用の促進を図っていること。

四 次のイからハまでを満たすこと。

イ 第一号ロからハまでを満たすこと。

ロ 使用するプラスチック又は紙等の材料をそれぞれ分離できること。

ハ 当該製品一個当たりの総重量に対するプラスチック以外の材料の重量の割合が従前の製品よりも高く、プラスチックに紙又は木材等を混ぜた混合物を使用していないこと。

五 第一号ロ、ホ及びへ、第三号ロ並びに前号ロ及びハを満たすこと。

六 第一号ロ、ホ及びへ、第二号ロ及びハ並びに第四号ロ及びハを満たすこと。

2 プラスチック製の書類挟みのうち、複数のポケットを有する構造であって、3に規定するバインダーを

除くもの（以下「クリアーフাইル」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする文具が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一 次のイ及びロを満たすこと。

イ 前項第一号イ、ハ、ニ及びへ並びに同項第三号ロを満たすこと。

ロ 背表紙に用いるラベルにはプラスチックを使用していないこと。

二 次のイ及びロを満たすこと。

イ 前項第一号イ及びハからへまで並びに同項第二号ハを満たすこと。

ロ 印刷（軽微なものを除く。）を施していないこと。

三 前項第一号イからへまでを満たすこと。

四 前項第一号イ、ロ、ホ及びへ、同項第三号ロ並びに第一号ロを満たすこと。

五 前項第一号イ、ホ及びへ、同項第二号ハ、同項第三号ロ、第一号ロ並びに第二号ロを満たすこと。

六 前項第一号イ、ロ、ホ及びへ、同項第二号ハ並びに第二号ロを満たすこと。

七 次のイ及びロを満たすこと。

イ 前項第一号イ、ホ及びへ、同項第三号ロ、同項第四号ロ並びに第一号ロを満たすこと。

ロ 使用するプラスチックの原料の種類ごとにそれぞれ分離できること。

八 前項第一号イ及びハからへまで、同項第四号ロ並びに前号ロを満たすこと。

九 前項第一号イ、ロ、ホ及びへ、同項第四号ロ並びに第七号ロを満たすこと。

十 前項第一号イ、ホ及びへ、同項第二号ハ、同項第四号ロ、第二号ロ並びに第七号ロを満たすこと。

十一 前項第一号ハからへまで、同項第四号ロ及びハ並びに第七号ロを満たすこと。

十二 前項第一号ホ及びへ、同項第三号ロ、同項第四号ロ及びハ、第一号ロ並びに第七号ロを満たすこと。

十三 前項第一号ロ、ホ及びへ、同項第四号ロ及びハ並びに第七号ロを満たすこと。

十四 前項第一号ホ及びへ、同項第二号ハ、同項第四号ロ及びハ、第二号ロ並びに第七号ロを満たすこと。

3 プラスチック製の書類挟みのうち、複数の穴を有する用紙を留め具によって固定できるもの（以下「バインダー」という。）に係る設計認定基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一 次のイからハまでを満たすこと。

イ 第一項第一号イ、ハ、ニ及びへ並びに前項第一号ロを満たすこと。

ロ 留め具を取り外し、交換できること。

ハ 日本産業規格 X 六一九五又は Z 八三〇三に適合する用紙を収納することができること。

二 前項第二号を満たすこと。

三 第一項第一号イからへまでを満たすこと。

四 第一項第一号イ、ロ、ホ及びへ、前項第一号ロ並びに第一号ロ及びびハを満たすこと。

五 第一項第一号イ、ホ及びへ、同項第二号ハ、前項第一号ロ、同項第二号ロ並びに第一号ロ及びびハを満

たすこと。

六 第一項第一号イ、ロ、ホ及びへ、同項第二号ハ並びに前項第二号ロを満たすこと。

七 第一項第一号イ、ホ及びへ、同項第四号ロ、前項第一号ロ、同項第七号ロ並びに第一号ロ及びびハを満

たすこと。

八 第一項第一号イ及びびハからへまで、同項第四号ロ並びに前項第七号ロを満たすこと。

九 第一項第一号イ、ロ、ホ及びへ、同項第四号ロ並びに前項第七号ロを満たすこと。

十 第一項第一号イ、ホ及びへ、同項第二号ハ、同項第四号ロ、前項第二号ロ並びに同項第七号ロを満た

すこと。

十一 第一項第一号ハからへまで、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。

十二 第一項第一号ホ及びへ、同項第四号ロ及びハ、前項第一号ロ、同項第七号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。

十三 第一項第一号ロ、ホ及びへ、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。

十四 第一項第一号ホ及びへ、同項第二号ハ、同項第四号ロ及びハ、前項第二号ロ並びに同項第七号ロを満たすこと。

附 則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。